

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもたちの生きる力 「夢・希望・笑顔」あふれるまち

子どもは家庭の希望であり、留萌の宝です。すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、生き生きとたくましく成長できるよう、保護者のみならず、子育てを地域社会全体で応援していきます。

地域社会全体が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心して生き活きと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

留萌のすべての子どもたちが、郷土愛を育み、夢や希望の持てる笑顔と活気に満ちあふれた生活を送り、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりを計画の基本理念とします。



第2節 基本的な視点

本計画において、次の4点を基本的な視点と定め、子育て支援法を推進していきます。

基本視点① すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い良質な教育・保育を提供するには、その人材の確保が欠かせないものであり、保育士・幼稚園教諭等の専門的な知識を有する人材の発掘・活用に努めます。

さらに保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境の充実に図るとともに、必要な教育・保育施設の整備を行うため関係機関等と積極的に協議を進めていきます。

基本視点② 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期、子育ての切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供など、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本視点③ 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、地域社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域の子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

基本視点④ 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を防止するほか、専門性を有する関係機関との連携強化を図ります。

また、障がい児支援については、関係機関の連携強化、情報共有を目的とした連絡会議等を設置し、乳幼児期から就学前、学童期まで切れ目なく効果的な支援を行います。

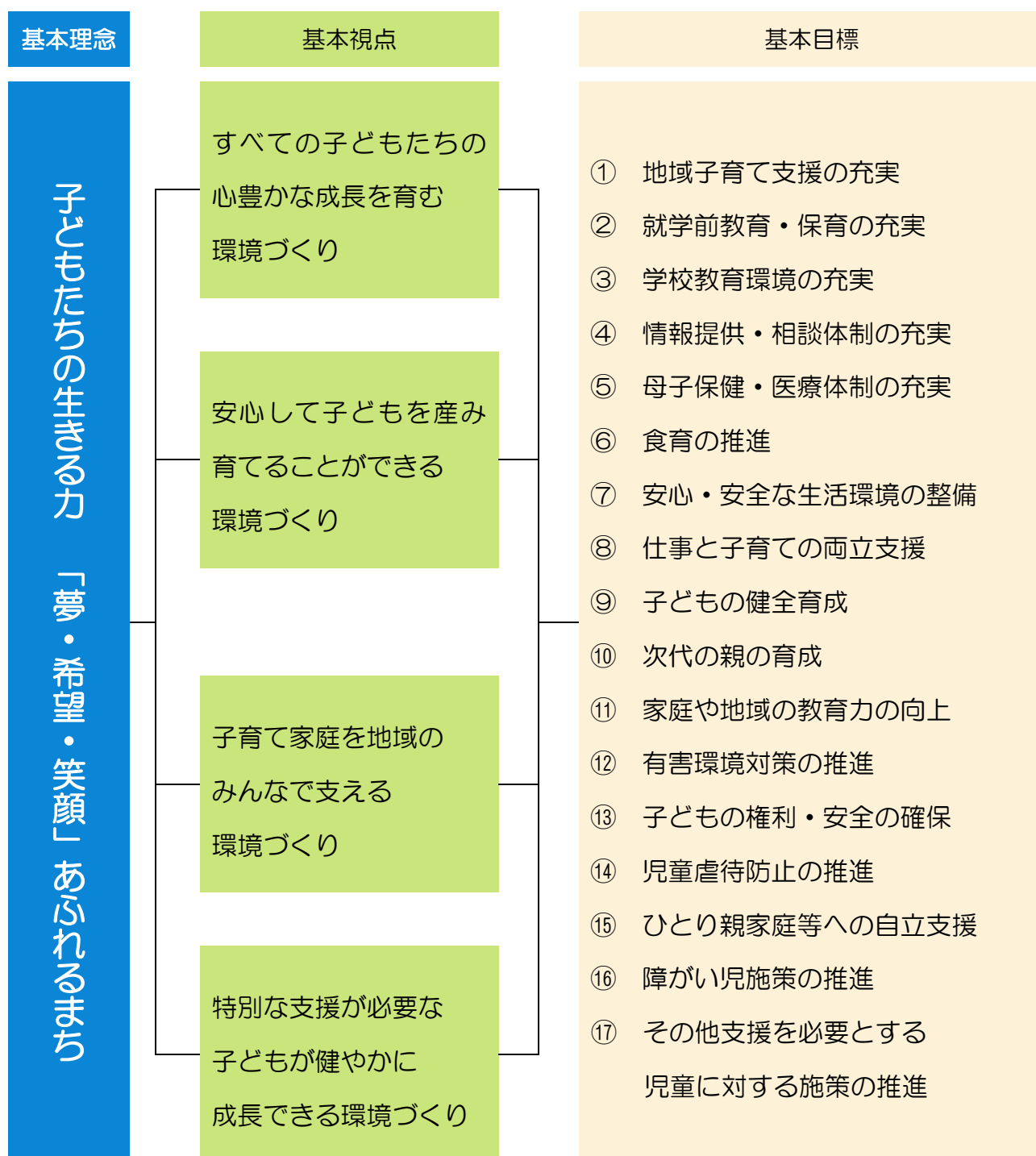
さらに、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する相談・情報の提供など総合的支援に努め、誰もが身近な地域で安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。



第3節 施策の体系

基本理念、基本視点、基本目標を踏まえて、留萌市子ども・子育て支援事業計画を以下の体系図に基づき実施していきます。

【施策の体系図】



第4節 計画に基づく具体的事業

計画に基づく具体的事業については、「第1期留萌市子ども・子育て支援事業計画」を継続し、103事業により子ども・子育て支援を推進します。

基本目標 ① 地域子育て支援の充実

1	子育て支援センター事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 また、育児不安などの子育て相談や親子同士のふれあいの場も提供し、育児に関する講演会等を開催するなど、子育て家庭に対する様々な事業を推進します。			
2	利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
子育て支援センター及び子育て支援担当課において、教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、子育て支援を推進します。 なお、総合的な利用者支援事業としては、専任スタッフの確保など体制の確保が可能になった段階で実施していきます。			
3	親子ひろば事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童センターにおいて、未就学の幼児・児童を対象に、遊びを中心とした親子の交流の広場を提供しています。			
4	ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
子育ての援助を受けたい人と援助を提供できる人を地域で結び付ける「子育ての相互援助活動」により、地域ぐるみで子育てを支援します。			
5	一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。 なお、私立幼稚園では、在園児を対象とした預かり保育を実施し、それ以外は、ファミリー・サポート・センター事業と合わせて実施しています。			
6	産後子育てサポート事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
子育て支援として、乳幼児全戸訪問時にファミリー・サポート・センター3時間無料券を配布し、産後の子育てを支援します。			

7	乳幼児全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、子育て支援を推進しています。			
8	養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課 保健医療課
乳幼児全戸訪問事業と連携し、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、家事・育児支援や養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保するなど子育て支援を推進しています。			
9	乳幼児等医療費助成事業	事業所管課 又は関係課	市民課
乳幼児世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、0歳児から小・中学生までに拡大して医療費の助成を行い、子育て支援を推進しています。			
10	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生から6年生に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供することにより、子どもの健全育成を図ります。			
11	地域組織活動（母親クラブ活動費補助金）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童センターを拠点として、地域で組織される母親クラブの地域組織活動と連携・協力し、異世代間交流や安全対策活動により、子どもの健全育成を推進します。			
12	妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行） （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	保健医療課
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 また、母子健康手帳と一緒に、健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進します。			
13	遊び方教室	事業所管課 又は関係課	保健医療課
1歳6カ月健康診査等で、心身の発達の遅れや育児不安などで支援が必要な母子を対象に、関係機関と連携した遊び方教室を開催し、障がい児施策の推進を図ります。			
14	カズモ赤ちゃんの駅認定事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
妊婦や子ども連れの保護者が気軽に外出できる環境づくりのため、子育て設備の一定基準を満たした施設等をカズモ赤ちゃんの駅として認定し、子育て支援を推進します。			
15	病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課

病児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業を、平成31年2月から実施しています。

基本目標 ② 就学前教育・保育の充実

16 幼児教育・保育事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

認可保育所・小規模保育事業所において、保護者の就労等の理由により、保育の必要な幼児・児童を受け入れ、また、幼稚園において、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長を助長するために、幼児教育・保育のサービスの充実を図ります。

17 障がい児保育事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

障がいをもつ子どもが安心して保育サービスを受けられるよう環境整備に努め、保育サービスの充実を図ります。

18 延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施し、保育サービスの充実を図ります。

なお、保育短時間対象者においては、保育標準時間の範囲内において延長保育を継続して実施していますが、保育を実施している法人において、保育士の確保など体制確保が可能になった段階で実施していきます。

19 小規模保育事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

認可保育所より少人数の単位（定員19人）で、0歳から2歳までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う小規模保育事業所を、令和元年12月から、NPO法人の設置・運営により実施しています。

20 幼児教育の無償化

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

3歳から5歳までの幼稚園、保育所などを利用する子どもたちの利用料（保育料）を令和元年10月から無償化しています。（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象となります）

21 多子世帯保育所保育料軽減支援事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

同一世帯で複数の未就学児が保育所を利用している場合において、3歳児未満で、かつ、保育料の算定で第2子として取り扱う児童の保育所保育料を無料化することによって、子育てに関する経済的負担の軽減を図るとともに、女性の社会進出に伴う子育てと仕事との両立を図られるよう、保育所を利用しやすい環境を整えます。

22 保育士等加配補助金

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

障がい児等の受入れを行い、国の基準以上に保育士等を配置する認可保育所・幼稚園に対し、保育士等の配置に係る費用の一部を補助することにより、円滑な施設運営と児童の健全育成を図ります。

23 保育士確保対策助成事業

事業所管課
又は関係課

保育推進室

保育士資格を有する者が就職に必要な費用又は保育士養成学校に入学し、保育士資格の取得を目指す学生の入学に必要な費用について、留萌萌幼会が実施する貸付事業に対し市が上乗せで助成を行い、市内の認可保育所に正職員の保育士として5年間従事した場合において貸付金を免除することで、保育士資格を持つ保育人材の確保を図ります。

24 保育士に係る保育所利用者負担額免除事業

事業所管課
又は関係課

保育推進室

市内の認可保育所に0歳児から2歳児までの児童を入所させ、当該保護者が市内の認可保育所に正職員の保育士として勤務する場合において、入所する児童の保育料を全額免除することにより、保育士の働きやすい環境を整え、保育事業所における保育人材の確保を図ります。



基本目標 ③ 学校教育環境の充実

25 確かな学力の向上を目指す教育の推進

事業所管課
又は関係課

学校教育課

児童生徒の実態に応じた指導の工夫や改善を行いながら、確かな学力の向上を図り、学校教育環境の充実を図ります。

26 ICTを活用した情報教育の推進

事業所管課
又は関係課

学校教育課

ICT機器（パソコン等）・校内LANなどの活用により、情報化を通じて教育の質を向上させるとともに、情報活用能力の育成を図ります。

27 総合的な学習時間

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小・中学校における総合的な学習時間において、自然体験学習や職場体験学習などを実施することにより児童生徒の主体性、資質、能力の向上を図ります。

28 特別支援教育（特別支援教育支援員配置事業）

事業所管課
又は関係課

学校教育課

特別な支援が必要な児童生徒への「特別支援教育」に積極的に取り組み、教育的配慮が必要な学校に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や学校生活上のきめ細やかな対応・指導を図るとともに、特別支援教育連携協議会等により特別支援教育のより一層の充実を図ります。

29 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

事業所管課
又は関係課

学校教育課

いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の早期発見・対応のため、専門知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭への訪問指導等を実施し、家庭地域と学校の連携の支援を図ります。

30 通学区域の弾力的運用

事業所管課
又は関係課

学校教育課

いじめや不登校への対応、通学の利便性や家庭の事情など、様々な状況に配慮した通学区域の変更についての弾力的な運用により、学校教育環境の充実を図ります。

31 コミュニティ・スクール

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小・中学校の学校運営に関して幅広い意見を求めるとともに、より一層地域全体で子どもたちの成長を支える学校と地域の連携・協働体制の構築・強化に向けた取り組みを進めています。

32 小中学校の適正規模化

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小中学校の適正規模化は、市内のほとんどの学校が標準的な学校規模に満たない状況であることから、「留萌市立小中学校の適正規模等に関する基本方針」に基づき、子どもたちの望ましい教育環境の整備に努めていきます。

33 奨学資金の貸付

事業所管課
又は関係課

学校教育課

留萌市奨学基金条例に基づき、教育の機会均等々の趣旨に沿って、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難なものを留萌市奨学生として選考し、奨学金を貸し付けることにより、学校教育環境の整備を図ります。

34 教育扶助（就学援助）事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助することにより、学校教育環境の整備を図ります。

35 英語指導助手配置事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

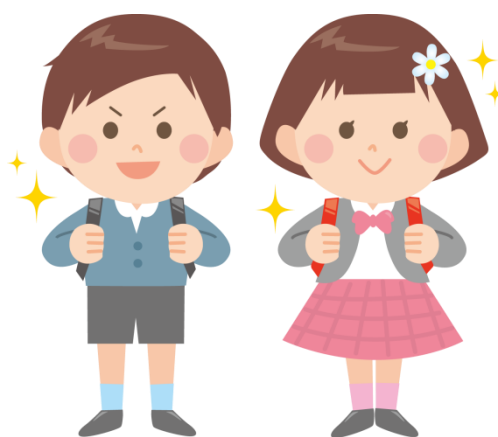
中学校の英語授業及び小学校における5・6年生の英語の教科化や、3・4年生の外国語活動を補助するため、外国語指導助手（ALT）2名を配置することにより、直接生きた英語を学び、英会話能力等を高め、学校教育環境の整備を図ります。

36 小中学校学習補助員配置事業

事業所管課
又は関係課

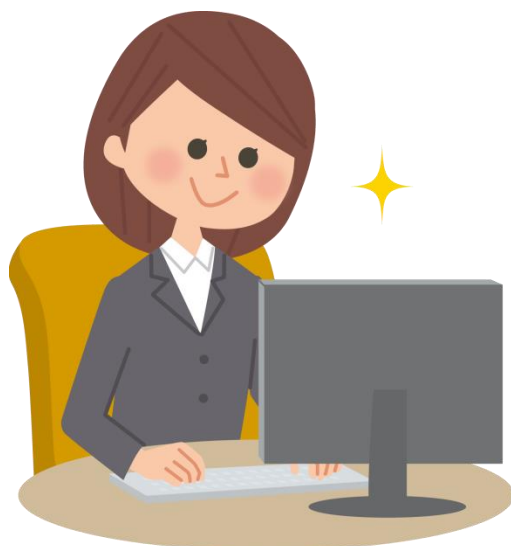
学校教育課

「小1プログラム」「中1ギャップ」への対応策として、小中学校に学習補助員を配置するほか、学力の定着を目的として中学校に学習補助員を増員配置し、学校生活における児童生徒の生活支援や授業中の学習支援補助を行い、学校教育環境の充実を図ります。



基本目標 ④ 情報提供・相談体制の充実

37	子育てガイドポケット、子育て支援ネット「はーもにい」	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
地域の子育てに関する様々な情報を掲載した子育てガイドポケットや、子育て支援ネット「はーもにい」を市ホームページに掲載し、情報提供の充実を図ります。			
38	家庭児童相談室	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
いじめ、虐待、しつけなど、子育てのあらゆる問題に対応できるよう、家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、児童相談所等の関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。			
39	教育相談電話	事業所管課 又は関係課	学校教育課
家庭や学校生活における悩みなどに対する相談を受けるため、相談電話を設置し、相談体制の充実を図ります。			
40	母子健康・栄養相談	事業所管課 又は関係課	保健医療課
母子及び妊婦に対して、市内の各公共施設等を活用し、家庭における健康管理、発育や発達段階にあわせた栄養指導など、育児に関しての適切な助言・指導により相談体制の充実を図ります。			
2	【再掲】利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課



基本目標 ⑤ 母子保健・医療体制の充実

41	母子健康手帳の交付と保健指導	事業所管課 又は関係課	保健医療課
母と子の健康を守るために「母子健康手帳」を交付し、保健指導を行うとともに、父親には「父子健康手帳」を配布して、父親の育児参加を推進しています。			
42	妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業	事業所管課 又は関係課	保健医療課
個別に支援が必要な人を対象に、家庭訪問を実施し、健康を維持しながら安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援します。			
43	予防接種	事業所管課 又は関係課	保健医療課
予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生や蔓延を防止するため、予防接種を行い、母子保健の充実を図ります。			
44	乳幼児健康診査	事業所管課 又は関係課	保健医療課
生後4カ月、9カ月の乳児及び1歳6カ月と3歳の幼児を対象に、健康診査を行い、母子保健の充実を図ります。			
45	フッ化物塗布・洗口事業及び歯科検診	事業所管課 又は関係課	保健医療課 学校教育課
1歳6カ月以降の幼児を対象に、フッ化物塗布事業を、1歳6カ月児及び3歳児健康診査において、歯科検診を実施し、母子保健の充実を図るとともに、幼稚園・保育所・小中学校では、フッ化物洗口を行い、う歯予防を図ります。			



46	新生児聴覚検査費助成事業	事業所管課 又は関係課	保健医療課
新生児聴覚検査の費用を助成することにより、聴覚障害の早期発見と適切な療育へと導く受診環境の支援を図ります。			
47	特定不妊治療費助成事業	事業所管課 又は関係課	保健医療課
少子化対策の一つとして、体外受精及び顕微授精を受けている北海道特定不妊治療費助成の認定者に対し、その一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。			
48	母子保健推進員	事業所管課 又は関係課	保健医療課
留萌市母子保健推進員設置規則に基づき、母性並びに乳児・幼児の健康の保持・増進に寄与する、母子保健推進員の協力により、母子保健の充実を図ります。			
49	小児・産婦人科医療体制の充実	事業所管課 又は関係課	保健医療課 市立病院
妊婦や乳幼児・児童が地域で安心して医療を受けられるように医療体制の充実を図ります。また、道補助を活用し、小児救急医療を支援しています。			
12	【再掲】妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行） （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	保健医療課
40	【再掲】母子健康・栄養相談	事業所管課 又は関係課	保健医療課

基本目標 ⑥ 食育の推進

50 離乳食教室・おやつ教室

事業所管課
又は関係課

保健医療課

乳幼児をもつ親を対象に、乳幼児期の離乳食や食習慣を身につけるための教室を開催し、食育の推進を図ります。

51 親子料理教室

事業所管課
又は関係課

保健医療課

小学生の親子を対象に、「食生活改善推進員協議会」との共催により、食に関する講話や調理実習などを行い、食育の推進を図ります。

52 栄養教諭による食育指導の実施

事業所管課
又は関係課

給食センター

成長過程にある児童生徒に対し、教育活動の一環として、「食育」についての実践的な指導を行い、食育の推進を図ります。

53 学校給食地元食材活用事業

事業所管課
又は関係課

給食センター

学校給食に季節ごとの地元食材（るもい産米「ゆめぴりか」、かずの子、ルルロッソなど）を使うことにより、児童生徒が地域の産業等に関心をもってもらい、地産地消や安心食材への理解を深める学びの機会を提供します。

54 かずの子給食事業

事業所管課
又は関係課学校教育課
給食センター

留萌の伝統的な食文化であるかずの子に慣れ親しんでもらえるよう、かずの子給食を実施するとともに、かずの子への理解を深めるために、かずの子活用した授業を実施します。

55 子どもの食農教育推進事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小学生が農業体験学習や農業者との交流を図ることにより、農業への関心と理解を深めるとともに、自ら体験することで「農業」と「食」の楽しさや大切さを学びます。

56 食育推進事業

事業所管課
又は関係課

農林水産課

「第3次留萌市食育推進計画」に基づき、農業や水産を身近に感じ、地元食材への興味・関心や食の大切さを親子で学ぶことを目的とした体験事業（市民農園 de 親子野菜づくりなど）を実施し、食育推進・愛郷心の育成につなげていきます。

基本目標 ⑦ 安心・安全な生活環境の整備

57 公園施設長寿命化事業

事業所管課
又は関係課

都市整備課

「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、神居岩公園のアスレチック遊具や、浜中運動公園のスコアボード、街区公園の遊具などの改修を行い、公園施設に起因する公園利用者被害を防止し、安心安全な公園を確保していきます。

58 屋内交流・遊戯施設

事業所管課
又は関係課

政策調整課

「留萌市道の駅基本計画」に基づき、子どもの遊び場づくりや子育て世帯を支援する環境づくりを進め、全天候型の遊具スペースを備え、親子で滞在がより豊かになるよう、子どもたちの活動が見えやすいカフェ機能なども併設した屋内交流・遊戯施設の整備を検討していきます。

59 スクールガードリーダー配置事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、警察官OBをスクールガードリーダーとして配置して、各学校を定期的に巡回し警備のポイントや危険箇所、改善すべき点などの指導と評価を行います。

60 スクールバス運行事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

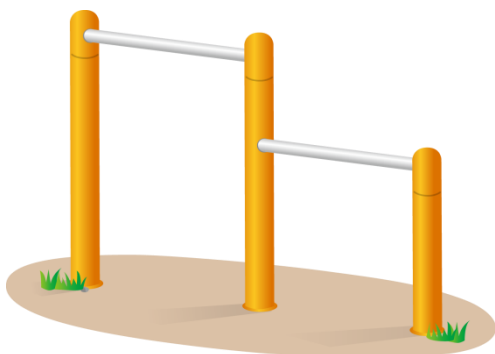
統合となった小中学校の通学区域に居住する児童生徒の通学の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるよう、スクールバスを運行します。

61 交通安全教室

事業所管課
又は関係課

総務課

未就学児・児童を対象に、幼稚園、保育所、小学校等において、交通安全教育指導員などによる交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。



基本目標 ⑧ 仕事と子育ての両立支援

4	【再掲】ファミリー・サポート・センター事業 (地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
10	【再掲】放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) (地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
15	【再掲】病児保育事業(地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
16	【再掲】幼児教育・保育事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
17	【再掲】障がい児保育事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
18	【再掲】延長保育事業(地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
20	【再掲】幼児教育の無償化	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
21	【再掲】多子世帯保育所保育料軽減支援事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
41	【再掲】母子健康手帳の交付と保健指導	事業所管課 又は関係課	保健医療課



基本目標 ⑨ 子どもの健全育成

62 児童センター事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

地域に密着した、子どもが安心して遊ぶことができる居場所として、児童センターを開設し、子どもの健全育成を図ります。

63 児童手当支給事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

児童を養育している保護者等に手当を支給し、次代の社会を担う子どもの健全育成を図ります。

64 青少年育成センター事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

青少年の非行防止対策として、青少年育成センターを設置し、指導員等による市内定期巡回や祭典時の巡回などにより、子どもの健全育成を図ります。

65 青少年健全育成事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

青少年健全育成団体と連携し、異年齢児との交流や街頭啓発活動などの事業を実施し、「青少年は地域から育む」という視点に立ち、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

66 こどもの日（児童福祉週間）記念事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

5月5日のこどもの日・かずの子の日に、幼児・児童を対象としたイベントを開催し、子どもの健全育成を図ります。

67 青少年活動や対象事業の公共施設利用料の減免

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

スポーツセンターなどで、市内の団体が高校生以下の青少年を対象として活動を行う場合の利用料を減免し、子どもの健全育成を推進します。

68 るもいチャレンジジュニアクラブ

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

たくましい体と健全な精神を養うことや異世代の交流を図ることを目的に、小学生を対象に運動教室を開催し、子どもの健全育成を図ります。

69 各種スポーツ大会の開催

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

健康増進のため、マラソン大会や大遠足などのスポーツ活動を通じて子どもの心身の健全育成を図ります。

70	子どもたちの芸術鑑賞事業	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
次代を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むために、優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、子どもの健全育成を図ります。			
71	子どもたちの伝統文化体験事業	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
古くから伝わる伝統文化を体験し、豊かな心を醸成するため、茶道、華道、箏曲、和太鼓、俳句、詩吟、和食の各教室を開催し、子どもの健全育成を図ります。			
72	出前講座「留萌ふるさと学習」	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
郷土資料に実際に触れることで、郷土の歴史を正しく理解してもらい、ふるさとへの愛着心を育むため、学芸員が出前講座を行い、子どもの健全育成を図ります。			
73	子どもの体力アップ推進事業	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
コーディネーショントレーニング（COT）を通じて、子どもが発達段階に応じて身に付けておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を習得し、心身ともに健康で健全な子どもたちの成長を図ります。			
74	民生委員、児童委員、主任児童委員	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
地域の身近な相談相手として、子どもの健全育成や保護を必要とする子どもの地域での見守りなどを行い、子どもの健全育成を図ります。			
75	「まちなか賑わい広場」	事業所管課 又は関係課	経済港湾課
まちなか賑わい広場でのイベントを通じて、子どもからお年寄りまで、幅広い世代での交流の場を創出します。			
76	いきいき水産学習開催事業	事業所管課 又は関係課	農林水産課
市内小中学生を対象に、海や水産業に関する体験学習を開催し、海や水産業に対する理解と関心・興味を醸成させることにより、将来の漁業後継者の確保を図ります。			

基本目標 ⑩ 次代の親の育成

77 思春期保健対策事業

事業所管課
又は関係課

保健医療課

高校生を対象として、妊娠・出産・育児に関する講話や母子との保育体験交流（ふれあい体験）を実施し、教育・医療・保健・福祉等が連携し、思春期の健康づくりに取り組み、次代の親の育成を図ります。

41 【再掲】母子・父子健康手帳の交付と保健指導

事業所管課
又は関係課

保健医療課

基本目標 ⑪ 家庭や地域の教育力の向上

78 P T A 研究大会

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

子どもを取り巻く教育の諸問題について研鑽を深め、P T A 活動の活性化に資するため、P T A 連合会と協力して進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

79 読書感想文コンクール

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

読書の感動を文章表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育み、自分の考えを表現する力を養うことを目的に、読書感想文を学年別に募集し、優秀作品を表彰することにより、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

80 ブックスタート事業

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

毎月1回、生後9カ月の乳児を対象にした健康診査時に、ブックスタートパック（絵本等）を配布し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

81 おはなしの会の開催

事業所管課
又は関係課

生涯学習課

年齢別に「おはなし会」を開催し、読書の大切さと親子のふれあいの場を設け、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

82 寺子屋・るもいっこ事業

事業所管課
又は関係課

政策調整課

地域や各団体と連携しながら、「るもいの宝」である子どもたちがふるさとを愛し、勉強や遊び、体験などを通じて自ら考え行動し、将来の夢を育むことができるよう、地域や各団体と連携しながら「地域の学び舎」を開設します。

基本目標 ⑫ 有害環境対策の推進

83	立ち入り調査の実施	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
青少年へ悪影響を及ぼす可能性のある有害環境に対して、道や警察などと連携し、必要な立ち入り検査を実施するなど有害環境対策の推進を図ります。			
84	安全で住みよいまちづくり	事業所管課 又は関係課	総務課
市と市民が協力して犯罪、事故などを防止し、明るく安全で住みよいまちづくりの実現を図るため、安全意識の高揚と生活安全の施策を推進しています。			
64	【再掲】青少年育成センター事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
65	【再掲】青少年健全育成事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課

基本目標 ⑬ 子どもの権利・安全の確保

85	児童の権利に関する条約の啓発	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の普及・啓発を図るため、パンフレットや冊子の配布や人権擁護教室等を開催し、子どもの権利の確保を図ります。			
86	旗の波運動	事業所管課 又は関係課	総務課
春と秋の全国交通安全運動期間中に、ドライバーに対する交通事故防止、交通安全意識の向上を図るため、官公署や事業所による旗の波運動を実施し、子どもの安全の確保を図ります。			
74	【再掲】民生・児童委員、主任児童委員	事業所管課 又は関係課	社会福祉課

基本目標 ⑭ 児童虐待防止の推進

87

**要保護児童対策地域協議会
（地域子ども・子育て支援事業）**
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

要保護児童の適切な支援を図るため、留萌市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議等を開催するなど、関係機関と連携、情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図ります。

88

児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業
**事業所管課
又は関係課**

保健医療課

乳児健康診査などを活用して、保健所等と連携し、育児困難や虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭の早期発見及び適切な支援体制の構築を図り、児童虐待の発生防止を図ります。

32

【再掲】家庭児童相談室
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

基本目標 ⑮ ひとり親家庭等への自立支援

89

母子・父子自立支援員
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

母子・父子自立支援員を配置し、相談内容に応じて必要な様々な情報提供や指導・助言を行い、ひとり親家庭等への自立支援を推進します。

90

児童扶養手当支給事業
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進及び児童福祉の増進を目的に児童の養育者に手当を支給し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

91

ひとり親家庭等医療給付事業
**事業所管課
又は関係課**

市民課

保護者及び児童の健康保持のため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、ひとり親に対し、医療費の助成を行い、ひとり親家庭等への自立支援を促進します。

基本目標 ⑯ 障がい児施策の推進

92	子ども発達支援センター	事業所管課 又は関係課	支援センター
心身に障がいや発達遅延のある幼児及びその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、幼児期からの適切な療育、保護者支援等を行うことを目的に、令和2年2月からは、子ども発達支援センターとして、5事業を実施しています。			
93	ことばの教室（幼児・小学生）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課 学校教育課
言葉の発達の遅れや構音障がいがある幼児・小学生の言葉の発達のために、留萌小学校及び東光小学校に「ことばの教室」を設置し、障がい児施策の推進を図ります。			
94	障がい児養育支援事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童センターにおいて、障がい児受入のため、必要な指導員を配置し、障がい児施策の推進を図ります。			
95	難聴児補聴器購入等助成事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児を対象に補聴器の購入費等を助成し、障がい児施策の推進を図ります。			
96	重度心身障害者医療給付事業	事業所管課 又は関係課	市民課
心身障がい者世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費の助成を行い、障がい児施策の推進を図ります。			
97	特別児童扶養手当支給事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障がい児を監護等する父母又は養育者を対象に手当を支給し、障がい児施策の推進を図ります。			
98	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、障がい児施策の推進を図ります。			
8	【再掲】養育支援訪問事業 （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課 保健医療課
13	【再掲】遊び方教室	事業所管課 又は関係課	保健医療課
17	【再掲】障がい児保育事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課

28	【再掲】特別支援教育	事業所管課 又は関係課	学校教育課
----	------------	----------------	-------

基本目標 ⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進

99	子どもの学習支援事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
----	------------	----------------	-------

生活困窮世帯に属する子どもに対して学習支援などを行い、子どもの健全育成と学力の向上を図ります。

100	青少年問題協議会	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
-----	----------	----------------	-------

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施のために、関係機関の必要な連絡調整を図るとともに、情報通信機器の普及によるインターネットトラブルや子どもの貧困などの課題についても情報共有を進めていきます。

基本目標 ⑱ その他（実施に向けて検討が必要な事業）

101	子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
-----	--------------------------	----------------	--------

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

なお、対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究をしていきます。

102	実費徴収に係る補足給付を行う事業 （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
-----	-------------------------------------	----------------	--------

保護者の世帯所得を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究をしていきます。

103	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
-----	---	----------------	--------

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

なお、令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施しています。